令和８年（フ）第１７７号
新潟県長岡市神田町１丁目２番地14　ハイツ芝301号室
債務者　小林　弘二
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第３５８号
岐阜市六条東１丁目２番10号
債務者　棚橋　　透
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４３６号
岐阜市柳津町北塚２丁目117番地２（やないづビル２Ａ）、前住所岐阜市伊奈波通２丁目13番地１
債務者　梅村　　曉
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２７１号
愛知県豊橋市牛川通五丁目６番地１　ブライト202号室
債務者　中島　輝義
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第４４号
京都府与謝郡与謝野町字石川1374番地１　ドミールＳＫ201号
債務者　新見　麻由
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
京都地方裁判所宮津支部

令和８年（フ）第４５号
京都府京丹後市丹後町間人1850番地の２
債務者　堀江　　充
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
京都地方裁判所宮津支部

令和８年（フ）第５０３号
大阪府阪南市自然田758番地の21、前住所大阪府阪南市自然田733番地の11
債務者　吉田智津代
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５３０号
大阪府泉佐野市佐野台10番地の１　佐野台住宅（７－202）
債務者　藤崎　百衣
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５５９号
大阪府阪南市鳥取中238番地の５
債務者　鈴木　麗梨（旧姓今西）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５８２号
大阪府泉佐野市佐野台10番地の１　佐野台住宅（６－207）
債務者　名倉　勝之
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５９１号
大阪府貝塚市澤1017番地10
債務者　藤川　祐次
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５９９号
大阪府泉佐野市泉ケ丘１丁目９番２－110号
債務者　岡田　笑子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６１２号
大阪府泉佐野市鶴原2797番地の３
債務者　本多　五月
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６２２号
大阪府泉佐野市高松東１丁目10番７号　松月荘（１号室）
債務者　奥川加津江
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６２８号
大阪府和泉市葛の葉町二丁目８番４－305号
債務者　村森　妙子（旧姓松村）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６３８号
大阪府岸和田市加守町３丁目10番25号
債務者　深井　幸代（旧姓西出）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３１７号
岡山県倉敷市沖新町68番地10　テラス・ワンＡ
債務者　福元　愛美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係